

テレビ静岡では番組の適正化を諮るための審議機関「番組審議会」を設けています。

このページでは番組審議会の議事の概要をお知らせしています。現在、テレビ静岡では県内在住の8名の方に審議委員をお願いしており、毎月1回（2月、8月は休会）番組について、ご意見を伺い、今後の番組制作の参考にさせていただいています。

## テレビ静岡 2023年10月度 番組審議会概要

2023年10月12日（木） 14時00分～

### — 出席委員 —

高木 正和（委員長） 戸崎 文葉（副委員長） 石田 美枝子  
上柳 正仁 飯野 勝己 志田 倫子 青山 博美 栗田 泰吉

### — 議 題 —

民放連放送基準改正に伴うテレビ静岡番組基準の変更について

### — 審議内容 —

テレビ静岡では、「テレビ静岡番組基準」を定め、同基準に従って番組の編集・放送を行っていて、「テレビ静岡番組基準」は、日本民間放送連盟（民放連）の放送基準に準拠している。

このほど「民放連放送基準」が改正され、2024年4月から施行予定であることから、「テレビ静岡番組基準」の変更を行い、引き続き「民放連放送基準」に則って自社基準を運用したいと考えている。

このため、放送法（第5条、第6条）で定められた手続きに則り、「テレビ静岡番組基準」の一部変更について、番組審議会に諮問・答申した。

### — 審議概要 —

◎民放連の放送基準改正に伴うテレビ静岡番組基準の変更について、事務局から、民放連放送基準改正の目的や経緯、テレビ静岡番組基準で変更を予定する条文と変更理由などについて説明し、委員に諮問した。

<主なご意見>

◎ネット上での誹謗中傷はいろいろな場面で問題となっており、放送局が自らに厳しい基準を設け、責任を課していることを表明する姿勢は評価できる。

◎出演者側に何か言える場ができるのは良いことだと思う。

◎絵に描いた餅にならないよう、条文を運用するための具体的な仕組みづくりが重要だ  
と思う。

◎上記のような意見が出されたあと、「テレビ静岡番組基準の変更を了承する」との答  
申を得た。

－ テレビ静岡番組基準（案） －

テレビ静岡番組基準 第56条に

「放送内容によっては、SNS等において出演者に対する想定外の誹謗中傷を誘引する  
ことがあり得ることに留意する。また、出演者の精神的な健康状態にも配慮する」  
という条文を新設する。

（※以下、条文番号を1つずつ繰り下げ。2024年4月1日施行予定。）

次回の番組審議会は2023年11月9日（木）の予定です。